

寄付金取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人ふらいおん（以下、法人という）における寄付金の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入)

第2条 法人は、事業の継続、事業の開始、その他法人の活動における必要な資金等のために寄付金を受け入れるものとする

第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 個人または団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金、もしくは物品等
- (2) 指定寄付金 広く一般に、法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金、もしくは物品等

第4条 法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2. 一般寄付金は、定款第4条に定める活動にかかる諸経費のほか、その他法人の運営上必要な管理費等に使用することができる。

(指定寄付金の募集及び使途)

第5条 指定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他の必要な事項を理事会において確認し、承認を得なければならない。

第6条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1.この規則は、2022年6月29日より施行する。